平成31年２月５日

**鳥取県　知事**

**平井　伸治　様**

大山ふもとの自然環境と米子の水を守る会

代表　山根一典

住所　米子市淀江町平岡187

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話　0859-56-5893

**下泉自治会と環境管理事業センターとの意見調整会議（平成30年12月16日開催）における傍聴希望者の別室モニター視聴の強制に対する厳重抗議の申し入れ**

鳥取県民の暮らしを守り、県の発展の為に日々ご尽力されていることに感謝申し上げます。

平成30年12月16日に開催された下泉自治会と環境管理事業センター（以下事業センター）との意見調整会議において、主催者である県は傍聴希望者の会議室内の傍聴を認めず、別室でのモニター視聴を強制しました。これは、県民の知る権利を侵害し、県の情報公開条例の目的に違反した暴挙です。また、下泉自治会からは公開を希望していたにもかかわらず、それを無視し、傍聴なしの会議を強行しました。県民を軽視した県のこのような措置に対し強く抗議します。

当日、会議会場の玄関前で県の担当者から傍聴希望者に対して「平成30年11月4日の意見調整会議では混乱があり、適正な運営ができなかった為、今回は別室でモニターでの傍聴という形の措置とした。」と説明を受けました。到底受け入れられない措置です。11月4日の会議の混乱の原因は、事業センターと県にあります。

下泉自治会側は意見調整会議出席の条件として「平成２９年2月19日の説明会議事録の開示」を要求していました。県条例17条の４「事業者及び関係住民は、知事が行う意見の調整に対し、会議への出席、資料の提出等の必要な協力を行わなければならない」となっています。しかし、再三の要求にも関わらず事業センターは拒否し続け、さらに県からは「会議に応じなければ意見調整を終結することを検討する」趣旨の通達をしてきました。必要な資料が揃っていない中、自治会に対して「会議終結」をちらつかせて会議を強引に開催したことが混乱の原因であることは明らかです。適正な運営を行うことができなかった自らの責任を傍聴者にすり替え、別室での視聴を強制するとは言語道断、到底容認できません。また別室で会議の映像を見ることは、「傍聴」ではなく「視聴」です。県民を欺くことはやめてください。

よって下記2点について、２月15日までに速やかに書面にて回答してくださいますよう申し入れます。

― 記 ―

1. 傍聴希望者に対して別室での視聴は、県民の知る権利を侵害し、県の情報公開条例の目的にも違反し、自治会の公開の要求を軽視した許されない措置であるため、今後は必ず意見調整会議同室に傍聴席を設けて開催すること。
2. 会議の混乱を避け、県が公正で円滑な運営を行うため、下泉自治会側が要求する議事録を事業センターが速やかに提出するように県の責任で指導すること。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以上